

TEL 095-825-1132
 FAX 095-827-3658
 E-mail info@nagatakaikei.co.jp
 URL http://www.nagatakaikei.co.jp/

業績悪化に伴う役員給与の減額

新型コロナウイルス感染症がパンデミックとなり、経済への影響も出ています。この影響で業績が悪化し、社長をはじめとした役員への報酬（以下、役員給与）を途中で減額せざるを得ない法人もあるでしょう。今回は、法人税における役員給与の基本的な取扱いと、役員給与の減額について確認しましょう。

1. 法人税における役員給与とは

役員給与として法人税の計算上、損金として認められるものは、次の3つのいずれかに限られています。なお、下記のいずれかに該当しても、不相当に高額であるなど一定の場合には、損金として認められません。

	概要
①定期同額給与	1か月以下の期間ごとに支給される給与で、その事業年度の各支給時期における支給額又は手取額が同額である給与その他一定の給与
②事前確定届出給与	①又は③以外で、あらかじめ定めた支給時期や支給額等に基づき支給する給与等（一定の場合を除き税務署へ期限内の届出が必要）
③業績連動給与	業務を執行する役員に対して支給する一定の指標等に基づき連動する給与で、一定の要件に該当するもの

2. 業績悪化による給与の減額

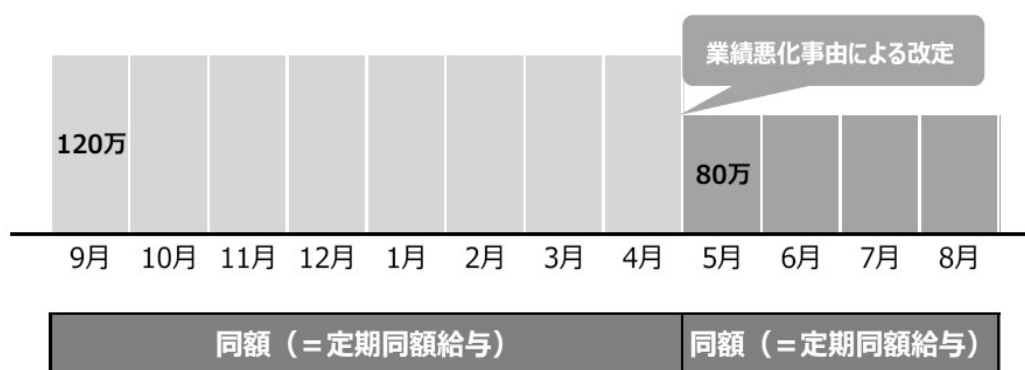
法人の経営状況が著しく悪化したことなどの理由（以下、業績悪化事由）により、その事業年度において給与の減額を行う場合に、支給する役員給与の全額が損金として認められるためには、次の点に留意します。

	留意点
定期同額給与	その事業年度の各支給時期における支給額又は手取額が改定前と後で各々同額であること
事前確定届出給与	減額の決議日から1か月を経過する日（それまでに支給日が到来するときは支給日の前日）までに変更の届出を行う

業績悪化による給与の減額について、2つのケースをご用意しました。減額する際の留意点をご確認ください。なお、一時的な資金繰りの都合や、単に業績目標値に達しない、あるいは利益調整などの理由で行う給与の減額は、業績悪化事由に該当せず、減額前後の差額は損金として認められません。新型コロナウイルス感染症の影響で業績が急激に悪化し、資金繰りが困難な場合は上記の業績悪化事由になります。役員給与の減額を検討される際には、当事務所へご相談ください。

ケース1. 定期同額給与の減額を期中で行う場合

8月決算法人が、業績悪化事由により、5月支給分の役員給与から120万円を80万円へ減額



ケース2. 事前確定届出給与の減額を期中で行う場合

8月決算法人が、12月と6月に各120万円支給する役員給与を決議した届出済の事前確定届出給与について、業績悪化事由により、6月の支給額を120万円から60万円へ減額（減額決議日：4月20日）



(※) 決議日(4/20)の翌日(4/21)が起算日となり、翌月における起算日に応答する日(5/21)の前日(5/20)が“1ヶ月を経過する日”となります。

外出禁止でも困らないためのヒント！

書類1枚で借入：契約者貸付なら電話で書類を取り寄せ保険会社へ書類を出すだけで資金調達可能。

毎月10日の納税手続き不要に：電子納税なら源泉税も住民税も口座引落、銀行へ出向く必要は無しに。

銀行通いをなくすには：ネットバンキングなら、24時間どこでも送金可能。窓口送金や通帳印字も不要に。